

ヒアリングの方法等について（案）

平成23年7月8日

東京電力福島原子力発電所における
事故調査・検証委員会申合せ

1 ヒアリングの主体について

ヒアリングは、事実調査活動として事務局員が行うことが多いと思われるが、委員又は技術顧問（以下「委員等」という。）が参加を希望するときは委員等と共に行うこととする。

【註】ヒアリングについては、事務局から委員等に予定を連絡し、希望する委員等がヒアリングに参加する。ただし、参加を希望する委員等の人数等によっては参加者の調整が必要となる。

2 ヒアリングの方法について

(1) ヒアリングは、原則として、非公開かつ少人数で行うこととする。

【註1】非公開・少人数とする理由は、個々のヒアリング対象者ごとに相違があるが、①真実の供述を得るため、②公開することが不適當な情報が少なくないため（公安上の観点等）、③個人のプライバシーに関わる供述が含まれることが少なくないためなどが考えられる。

(2) ただし、相手方が公開とすることを了承している場合は、上記②の情報に関してヒアリングする場合を除き、適宜の方法（マスコミへの公開又はこれを前提とした録画等）で行うこととする。

【註2】非公開とする理由としては、上記註1のようなものが考えられるが、本人が公開とすることを了承している場合は、①及び③の問題はなく、また、上記除外（「②の情報に関してヒアリングする場合を除き」）をもうけることにより②の問題も解消されることから、公開又は公開前提で行うこととする。

3 ヒアリング内容の記録について

非公開でのヒアリングの内容については、担当者において供述内容をまとめ、聴取書

を作成する。

これに加えて、正確性を期するため、相手方の同意を得た上、ICレコーダーに録音することとする。相手方の同意が得られない場合及びICレコーダーを準備する暇がない場合は、ICレコーダーへの録音はせずにヒアリングを実施することとするが、その場合であっても、できる限り正確にメモをとることとする。

4 ヒアリング結果の取扱い等について

- (1) ヒアリングを行ったことは遅滞なく事務局から委員等に連絡する。
- (2) 事務局は、ヒアリングの内容については、調査結果を取りまとめて委員会に報告する際に必要な範囲で報告する。
- (3) 委員等から事務局に、聴取書の閲読の希望があった場合は、原則として、直接手交する方法で写しを交付する（外部流出防止のため、適宜の方法を講じる。）。委員等が音声データの聴取を希望する場合は、事務局で聴取する。

5 ヒアリング結果の使用等について

- (1) 責任追及のために使用しない。

当委員会の設置は、事故責任を追及することを目的とするものではない。したがって、当委員会は、ヒアリングで得た資料（供述内容のこと）を、事故責任を追及する目的では使用しない。

- (2) 調査結果の取りまとめに際して、非公開を前提に調査に協力した個人については、事故原因の作出や被害拡大にどのように関与したかについて、各個人が特定されないような記載の仕方について配慮する。

非公開で行ったヒアリングによる聴取書については、必要な範囲で開示するが、供述者の特定につながる部分及び供述者が非開示を希望している部分については開示しないこととする。音声データについては、供述者の特定につながることから、供述者が非開示を希望している限り、開示しない。